

第5次那覇市地域福祉計画

第3次那覇市地域福祉活動計画

【 概要版 】

『一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち』

～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

令和6年度 ～ 令和10年度



一人ひとりが
主役

令和6年3月



那覇市



那覇市社会福祉協議会

地域福祉とは

地域福祉とは、地域のさまざまな困りごとを、地域の様々な人同士がつながり、支え合うことで解決しようという考え方です。

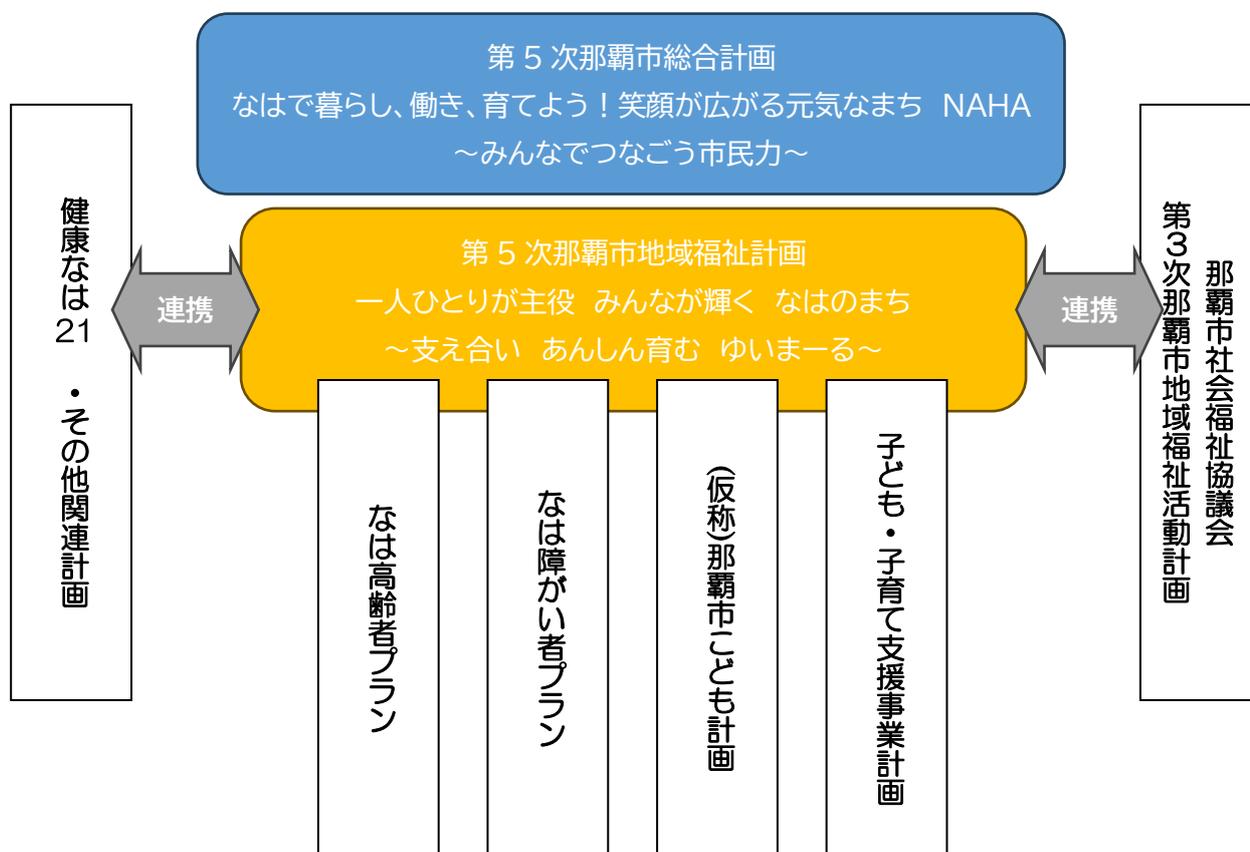
高齢者や障がいのあるひと、子育て中の人、困っていても誰に相談して良いのか分からない人などに対して、地域の自治会や団体、企業、NPO、ボランティアなどが協力し、見守り・支え合うことで、だれもが地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるまちをつくることが目標です。

計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の理念に基づき策定する計画で、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に定める「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を盛り込んでいます。

本計画は「第5次那覇市総合計画」を上位計画とし、福祉関連計画や健康づくり計画等との整合性を保つものとし、福祉分野の上位計画として個別福祉計画では取り上げられない地域の課題や問題に対応します。

本計画における推進施策の実効性を高めていくためには、那覇市社会福祉協議会との連携が必要不可欠であり、その行動指針を示す「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進する上での共通の基本理念や基本目標等を共有することによって、効果的な支援施策を推進します。



基本理念

『一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち』

～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

計画の目標

目 標 1 福祉活動を推進するための風土づくり

都市化や生活スタイルの多様化によって、地域や人と人との繋がりは希薄化しつつありますが、現在でも地域で支え合い、安心して暮らし続けたいという思いを多くの市民が持っています。

多様なテーマで住民同士がつながるきっかけづくりを通じて、地域住民を中心とした新たな支え合いの仕組みを生む土台となる、思いやりの心を持った人づくり並びに誰も社会から排除されることのない地域づくりを進めます。

目 標 2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり

住民や地域団体、事業者等が課題を抱える人に気づいた場合、課題が複雑化・深刻化しないよう日常の中で連携しながら見守っていける地域づくりを目指します。

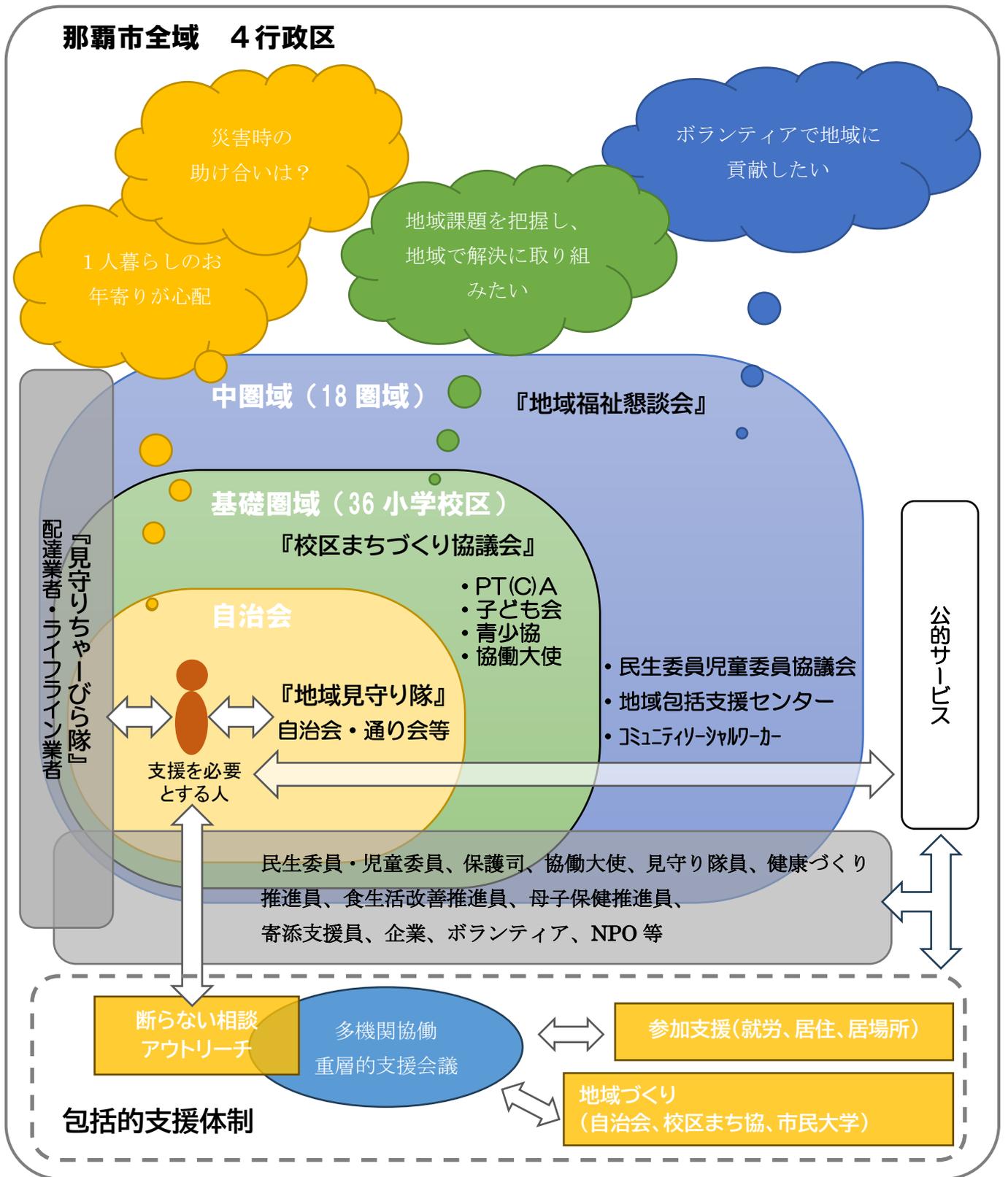
専門的な支援が必要なケースにおける包括的な支援体制の構築だけでなく、行政と事業者の連携、多様な地域資源の掘り起こし、公的サービスとインフォーマルサービスの組み合わせなどコーディネート機能の強化と各種サービスの質の向上を図ります。

目 標 3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり

だれにとっても、健やかに安心して暮らせる地域をつくっていくためには、日頃から住民同士や地域関係者が顔の見える関係性を築いていくことが必要です。幅広い世代との関わり、個人や団体が得意分野や強みを結集することで、複雑な課題に対しても継続して対応できる「地域力」を高めることができると考えます。

気軽に地域活動に参加したくなるテーマ設定や呼びかけの工夫など、これまで地域に関わりを持つことがなかった人を巻き込むきっかけづくりに努めます。さらに人材の育成・確保や様々な団体等の活動を支援し、多様な「支え合いの輪」を広げます。

支えあい及び包括的支援体制のあり方

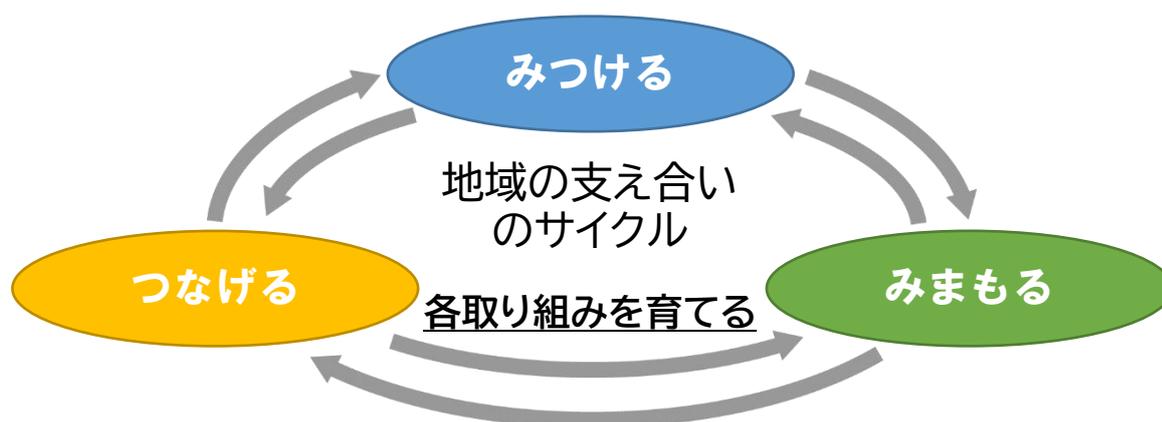


那覇市 **連携・協力** 那覇市社会福祉協議会

支え合いの進め方

誰一人取り残さない地域を実現するためには、悩み等を抱える人等を「みつける」、悩み等を抱える人を地域でさりげなく「みまもる」、必要な支援等に「つなげる」というそれぞれの取り組みがつながること、円滑に機能することが重要です。

「みつける」、「みまもる」、「つなげる」取り組みを身近な範囲で育てていくことで、住民による主体的な支え合い活動を推進します。



『みつける』: 困っている人を見つける、地域資源を見つける等

担い手: 住民、自治会、地域団体、民生委員・児童委員、企業、地域包括支援センター、障がい者相談事業所、地域見守り隊、校区まちづくり協議会等

主な取り組み: ○地域に目を向け活動する人材の掘り起こしと育成
○見守りチャーム隊の充実等

『みまもる』: 声をかける、悩みをきく等

担い手: 住民、自治会、地域団体、民生委員・児童委員、保護司、地域包括支援センター、CSW、地域見守り隊、校区まちづくり協議会等

主な取り組み: ○地域見守り隊の充実
○自治会活動の支援、民生委員・児童委員の確保
○校区まちづくり協議会の設立支援、活動の継続及び活性化の支援

『つなげる』: 専門性を持った支援で支える、共助・公助で支える等

担い手: CSW、各種相談窓口、相談支援員、地域包括支援センター等

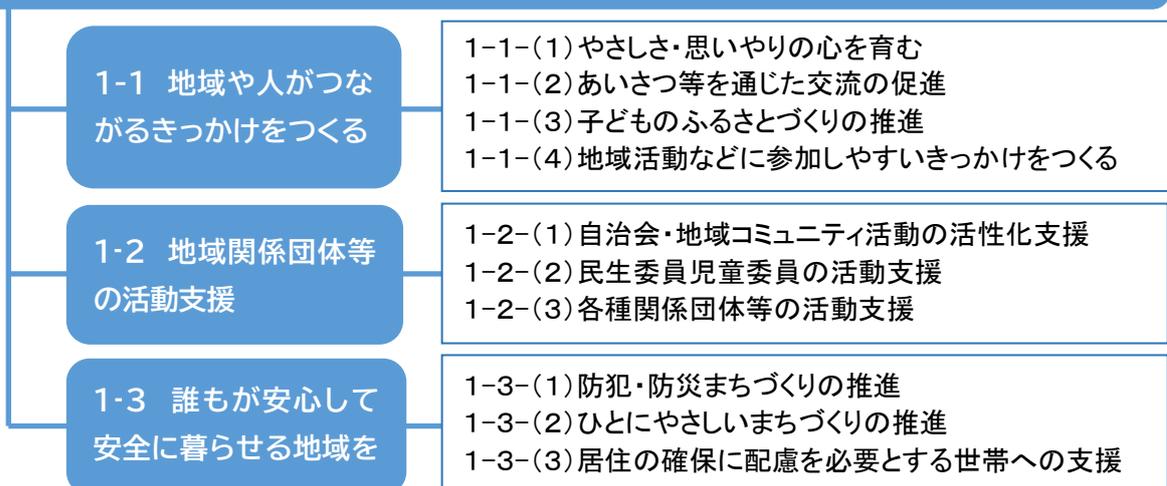
主な取り組み: ○包括的支援体制の構築
○社会とのつながりづくり支援(参加支援)

施策の体系

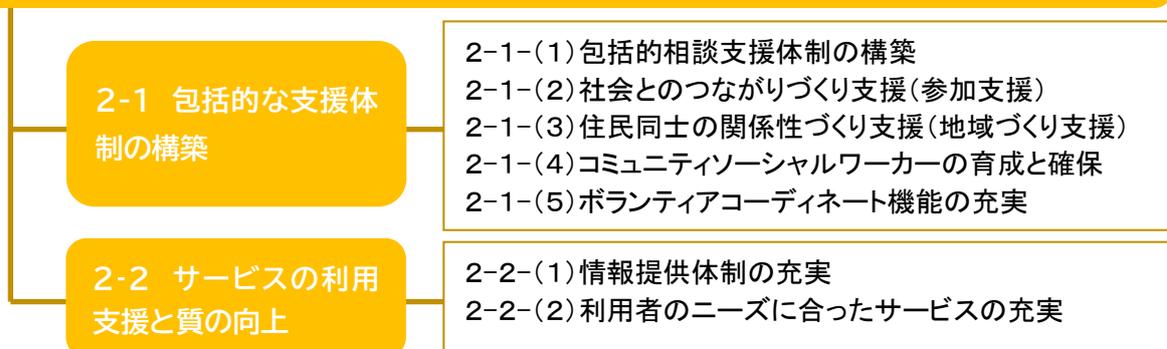
【地域福祉を展開する上での視点】

- ①我が事《誰も孤立させない》 ②住民主体《わたしたちが》 ③個人の尊重《一人ひとりを大切に》
④協働《みんなで支え合って》 ⑤地域資源《人材や資源の有効活用》 ⑥地域性《地域らしさを大切に》
⑦安全・安心《暮らしやすさを大切に》 ⑧ウェルビーイング《より良い暮らしを》

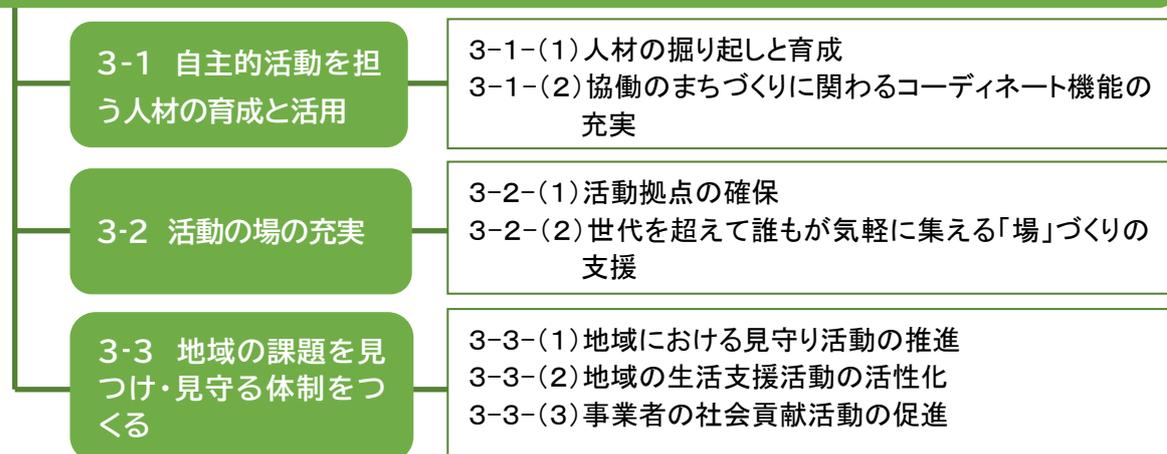
目標1 福祉活動を推進するための風土づくり



目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり

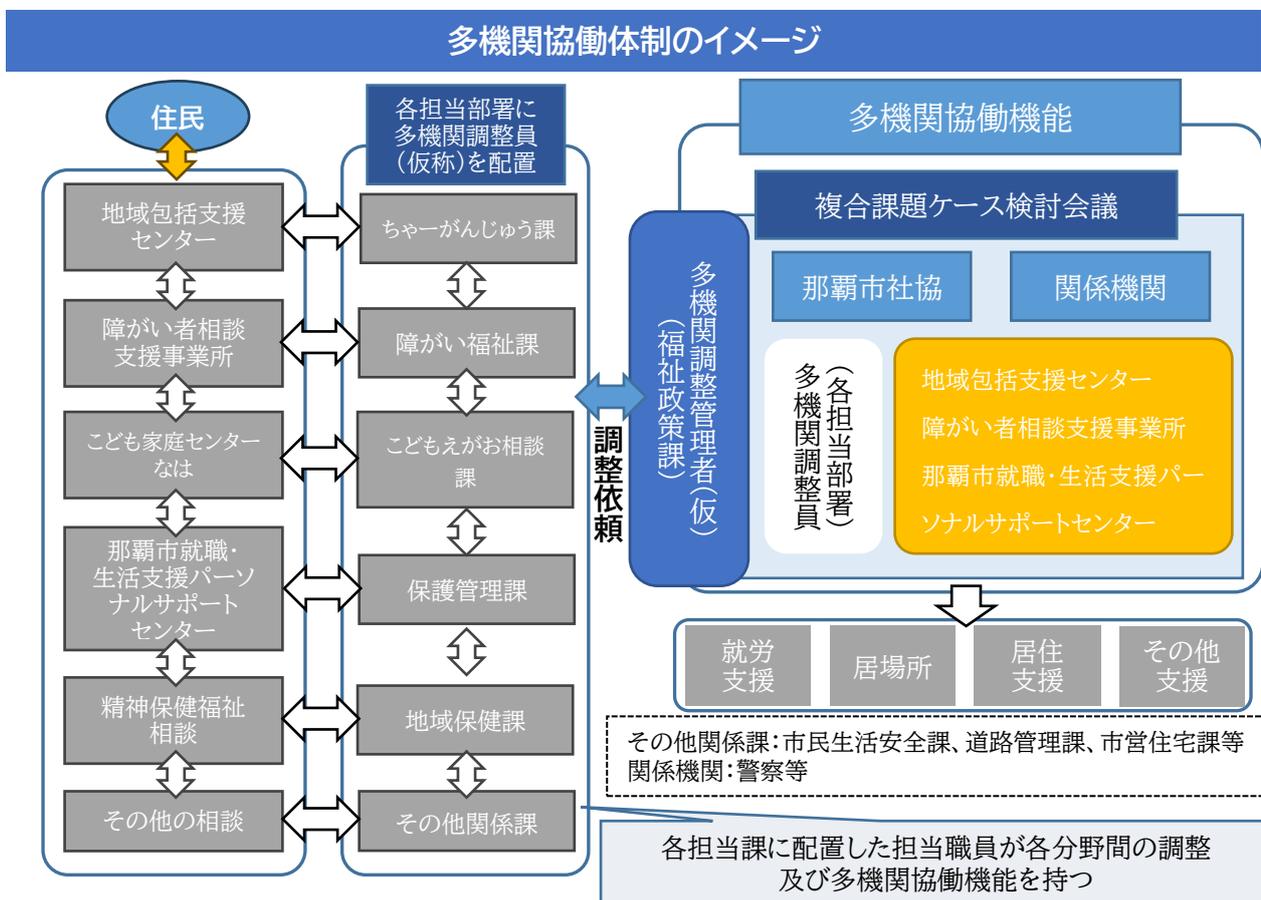
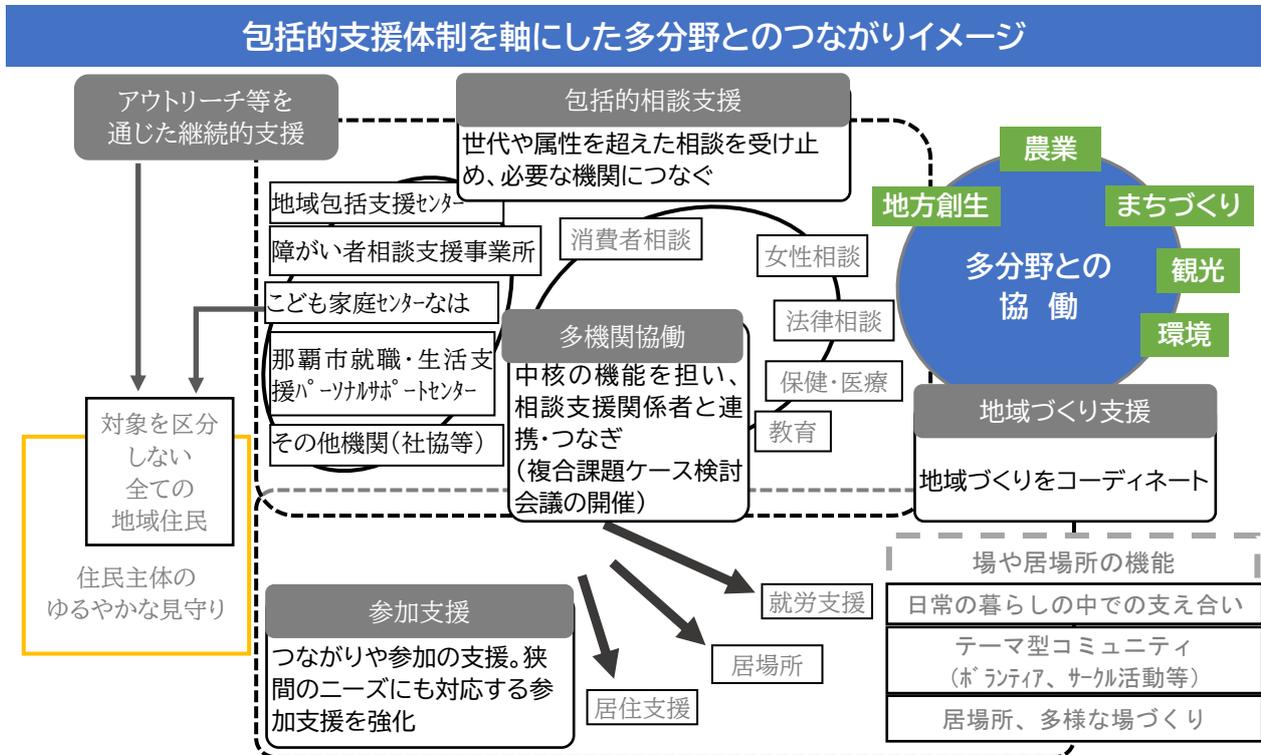


目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり



包括的な支援体制の構築

制度の狭間にいる人や複雑で複合的な課題を有する人を含む全ての人を受け止め、地域にある資源、培ってきた専門性を活かし、多様な支援を結集する「重層的支援体制整備事業」の実施により、丸ごと支える支援体制の構築を図ります。

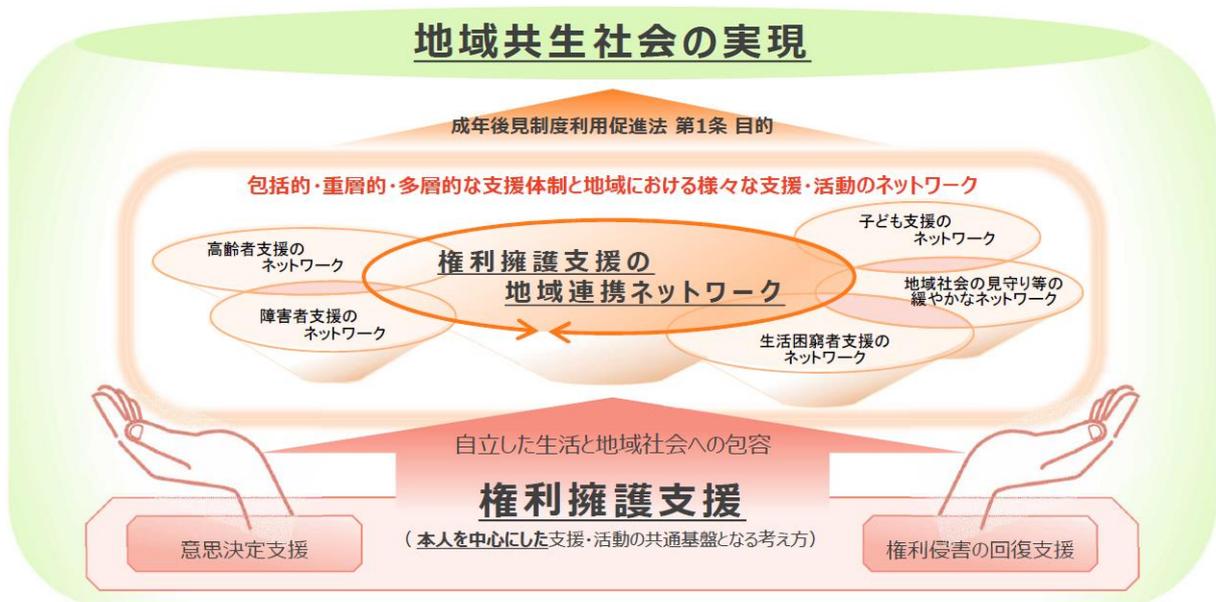


那覇市成年後見制度利用促進基本計画

基本的な考え方

だれもが地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるまちとは、制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていく『地域共生社会』を目指すものです。

那覇市成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築し、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制づくりを目指します。

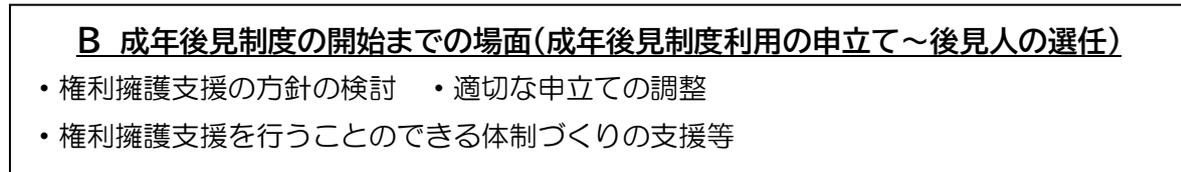
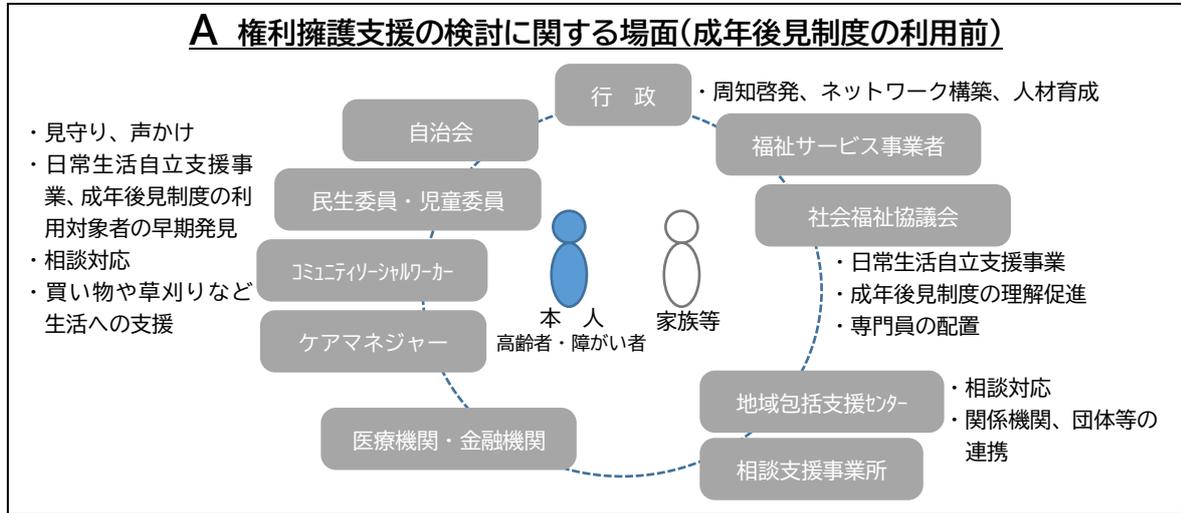


主な取り組み

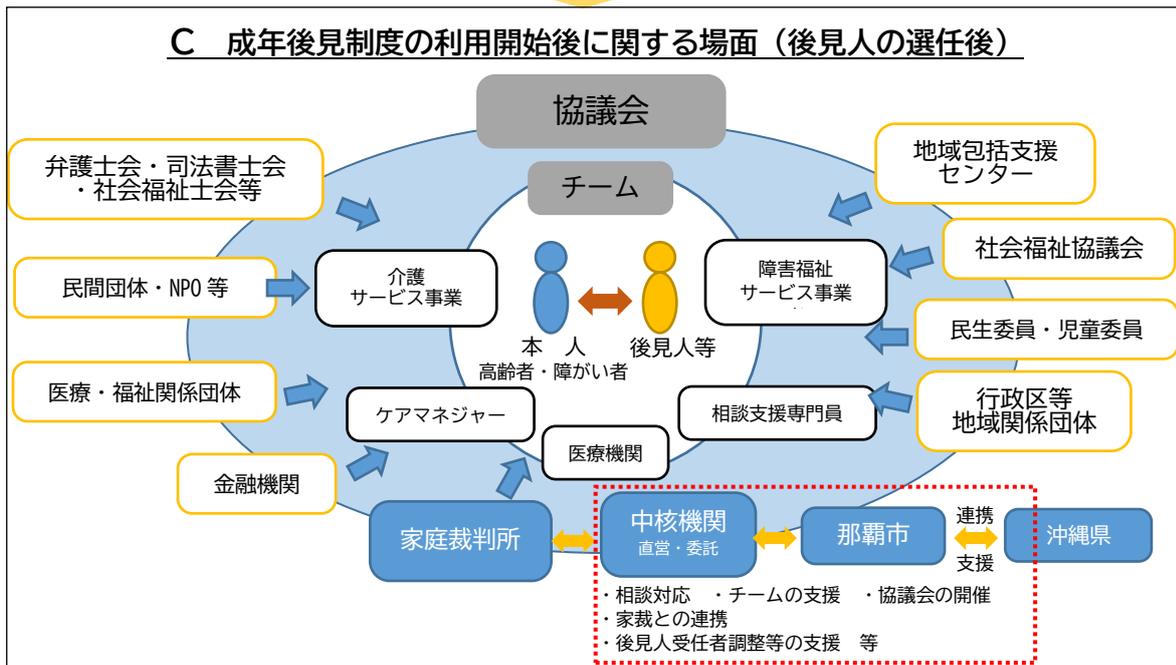
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業等の円滑な利用
- 後見人等の担い手の確保と後見人等への支援
- 地域連携ネットワークの構築
- 成年後見制度を使うメリット等についての広報・啓発
- 地域の守り活動の充実

権利擁護支援の3つの場面と支援

権利擁護支援の必要な人の発見から、相談対応、身寄りのない方への生活支援サービス、成年後見制度を含めて関連する日常生活自立支援事業など、地域連携ネットワークを通じ、意思決定支援をしっかりと行った上で総合的な支援に繋がっていきます。



利用申請前の支え合いの仕組みを活かしつつ成年後見制度へ円滑に移行



那覇市再犯防止推進計画

基本的な考え方

犯罪や非行をした人は、服役するなどした後、再び社会の一員となります。

犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、誰もが安全で安心して暮らすためには、犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることができる包摂的な地域社会の実現が求められます。

だれもが犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する施策を位置づけています。

主な取り組み

目標1 再犯防止に関する啓発

行政、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者、地域住民等が力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会づくりを進めるため、生きづらさを抱える犯罪をした人等の更生について理解促進を図ります。

- 「社会を明るくする運動」の理解促進
- 学校等と連携した非行防止等の取り組み

目標2 再犯防止に向けた各種支援

刑事施設や少年院から出てもその後の「仕事」や「住居」がないなどのために、再び犯罪や非行を繰り返すケースがあります。

必要とされる福祉的支援が届かないことが再犯に繋がるという指摘もあることから、再犯防止に向けた各種支援の充実に努めます。

- 保護司や民間協力者等の地域活動に対する支援
- 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- 薬物依存を有する人等への支援

目標3 情報提供の充実

アンケート調査によると、再犯防止の取り組みが進められていることについて、「知らなかった」との回答が65.8%で最も多く、再犯防止に関する認知度は低い一方で、「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会の実現について、62.9%が賛成意見を示しています。

地域住民等に対する再犯防止の重要性等に関する周知、情報提供の充実に図り、再犯防止の推進に取り組めます。

- 再犯防止対策の重要性の周知、福祉サービス等に関する情報提供の充実

計画の推進にあたって

計画の周知

本計画の取り組みは多岐にわたり、計画の推進にあたっては、行政と市民や地域団体、事業者、関係機関等との協力、連携の強化が重要となります。

そのため、広報紙やホームページ、SNS 等を活用した情報提供、多様な地域活動の機会を通じた本計画の周知に努めます。

行政内部及び社会福祉協議会等との連携強化

悩みを抱える人を見つけ、みまもり、適切な支援につないでいくためには、地域の多様な関係者とのネットワークづくりが求められます。

また、計画の推進にあたっては、行政内部の横断的連携を強化するとともに、地域福祉の推進の両輪である社会福祉協議会等との連携強化を図ります。

計画の進行管理

計画を着実に推進するために、計画の実施状況に関する進捗確認を毎年実施するとともに、取り組み状況等について市 HP 等で公表します。取り組み内容については、福祉団体、教育団体、地域団体、学識経験者等で構成される那覇市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告を行い、会議からの助言等を踏まえた改善を進めることで、効果的な取り組みの展開と適切な進行管理に努めます。

地域福祉活動の成果を図る指標

目標1 福祉活動を推進するための風土づくり	目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり	目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり				
成果指標	現状値 令和4年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度
校区まちづくり協議会の設置数	14	18	21	25	30	36
校区まちづくり協議会・準備会の設置数	15	21	25	30	36	36
民生委員・児童委員の充足率	66.3%	80.7%	77.9%	85.1%	92.0%	89.4%
自主防災組織の組織数	87	92	95	98	101	104
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	5	5	6	7	8	9
なは市民協働大学・大学院の修了者数	545	691	781	871	959	1,004
地域見守り隊の結成数	56	60	62	64	66	68

※コミュニティソーシャルワーカーの配置必要人数については、毎年見直しを行うこととする。

【この計画に関する問い合わせ先】

那覇市 福祉部 福祉政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号 (098) 862-9002 FAX番号 (098) 862-0383

那覇市社会福祉協議会

〒901-0155 那覇市金城3丁目5番地の4

電話番号 (098) 857-7766 FAX番号 (098) 857-6052